

令5福情答申第8号

令和5年8月15日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信 様

(教育委員会総務部教育政策課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和4年1月19日付け教総第1314-1号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「特定中学校の廊下で使用するワックス及び洗浄剤に関するSDS(安全データシート)」に係る非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「特定中学校の廊下で使用するワックス及び洗剤に関するSDS（安全データシート）」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和3年12月22日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和3年12月13日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 令和3年12月22日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和4年1月11日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

労働で使う物はSDSが法律で義務付けられている。

水溶性の接着成分は大変危険な物である。有害物質のしつこさは数十年に及ぶ可能性がある。

洗剤は使用後処理困難物で産業廃棄物になる危険な物である。

早速取り寄せて開示すべきである。

(2) 反論意見書における主張

仕事上のSDS（安全データシート）は義務化された。

昔は、ワックスは木にしみこませる油性だったが、今は水性である。

床がつるつるしているので、貼り付けるタイプなので接着成分が入っている。

私は家庭用洗剤のつや出しのもの（汚れを落としながらワックスがけもできるという製品）を大量に使用して、目がガビガビになり、びっくりした。

水溶性のため、油と違い、目とか鼻の穴に入った時、そこが湿気ているのでなじんで、接着成分がずっととれずに大変な事を知った。

メーカーに連絡しても、何の問題もないと言われ、不満をつのらせている。

もし、赤ちゃんのそばでお母さんが床にそのような製品をふきつけ、モップがけをしていて、赤ちゃんの目に洗剤が入ったらと思うと恐ろしい限りである。

仕事でSDS（安全データシート）が義務化されたのは、印刷の洗剤で胆管癌が多発したためである。

洗剤は汚れを浮かす時に化学変化する時に何がしかのガスが発生するのではないか。

また、ワックスも液体から個体になる時にガスが発生するのではないか。

用務員が使うワックス及び洗剤に労働安全衛生法の適用はあると思うが、どうしてないのか教えてほしい。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明意見書における主張

特定中学校の廊下は、使用するワックス及び洗剤について、SDS（安全データシート）を保有していない。よって、本件公文書非公開決定処分は正当かつ妥当な処分である。

なお、当該ワックス及び洗剤に労働安全衛生法の適用はない。

(2) 口頭意見陳述における主張

本件公開請求において、審査請求人は本件対象文書を特定中学校分のSDS（安全データシート）として請求しているが、審査請求人に求める文書の内容を確認したところ、特定中学校の廊下で使用するワックス及び洗剤（以下「本件ワックス等」という。）に関するSDS（安全データシート）であるとの回答を得た。

しかしながら、本件ワックス等については、労働安全衛生法第57条の2において文書の交付等が義務付けられる危険物の成分を含まない製品であることをメーカーにおいて確認している。

また、同規定は、製造者側の義務であって、購入者側である実施機関において入手が義務付けられているものではない。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件審査請求における審査請求人及び実施機関の主張から判断すると、審査請求人が公開を求める文書は、本件ワックス等に関するSDS（安全データシート）と解される。

2 本件対象文書の存否について

厚生労働省によれば、SDS（安全データシート）とは、化学物質および化学物質を含む混合物を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を、化学物質等を譲渡または提供する相手方に提供するための文書であり、平成12年4月から労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）において、その提供が義務化されている。

同法第57条の2においては、労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第56条第1項の物を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、通知対象物に関する名称、成分及びその含有量、物理的及び化学的性質、人体に及ぼす影響等の事項を、譲

渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない旨が定められている。

実施機関によれば、本件ワックス等については、労働安全衛生法第57条の2において文書の交付等が義務付けられる危険物の成分を含まない製品であることをメーカーにおいて確認しており、実際に購入の際にSDS（安全データシート）の提供は受けていないことから、本件対象文書は保有していないとのことであった。

また、労働安全衛生法第57条の2は、同法同条において定める物を譲渡又は提供する者に文書の交付等を義務付けるものであり、譲渡又は提供を受ける者に入手を義務付けるものではないと解される。

そこで検討するに、本件対象文書を実施機関が保有していないという実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、またそのような文書を所持していることをうかがわせるような事情も認められない。

よって、実施機関が本件対象文書の不存在を理由に行った本件決定は妥当と判断する。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年1月19日	実施機関からの諮問
令和4年3月16日	実施機関の弁明意見書を收受
令和4年4月18日	審査請求人の反論意見書を收受
令和5年5月26日（第1部会）	審議
令和5年6月26日（第1部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
令和5年7月24日（第1部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、五十川直行、大神朋子、大脇成昭